

14日機輸保委第107号
平成14年7月3日

組 合 員 各 位

日 本 機 械 輸 出 組 合
貿 易 保 険 部 門 長
川 島 孝 一 郎

特定2年未満案件に関する「包括保険申込依頼書
の送り状記載」にかかるお願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のことと慶賀に存じます。

さて、平成14年4月12日付け「14日機輸貿保第15号 組合包括保険制度の改善について」でもご案内済ですが、家電・事務機関連機器のうち、専ら家庭用、事務機に使用されるもの(いわゆる量産品)については、平成14年7月1日以降の輸出契約締結分より、付保率50%が適用されることとなりました。(参考資料参照)

上記、付保率50%が適用される輸出契約等とは、1つの輸出契約において適用貨物代金の合計が対象貨物全体金額の2分の1以上である場合に限定されていることから、付保率50%適用貨物を含む輸出契約等であっても、その比率において、例えば、適用貨物が40%、その他の包括保険対象貨物がそれぞれ30%、30%の場合等にあつては、付保率50%の対象外契約となります。

しかしながら、現行申請方式では、上記場合であっても、一番割合の多いHSコードを記入することになっている為、「付保率50%」が適用されることになり、適正な申請とはならない為、業務ご多忙のところお手数をお掛け致しますが、標記に係る該当案件にあつては、下記のとおりご記入頂きたいお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせは、担当(西館:TEL:03-3431-9607)までご連絡下さい。

敬 具

記

1. 「包括保険申込依頼書の送り状」に対し、1件のお申込の場合

対象量産品は二分の一以下です。と記入下さい。

2. 「包括保険申込依頼書の送り状」に対し、2件以上のお申込の場合

該当する案件の輸出契約番号と、対象量産品は二分の一以下です。
と記入下さい。

以 上

(ご参考)

量産品の付保率50%が適用される貨物のHSコード

貿易一般保険包括保険(機械設備)に関する規約

別表第4

別表第1に掲げる輸出契約のうち、同表第1項第2号に規定する附表中*が付されている貨物の代金が対象貨物の代金の合計の二分の一以上である輸出契約又は別表第2に掲げる仲介貿易契約のうち、当該輸出契約を含む仲介貿易契約。ただし、別表第3に掲げる輸出契約等を除く。上記の附表中*の付された貨物のHSコードは、次のとおりです。

844351000、845121000、847130000、847141、
847149000、847150000、847170、847180000、
847190000、851721000、852320、852330000、
852390000、852431000、852432000、852439000、
852491000、852499100、852510200、852510900、
852520100、852520200、852520500、852520600、
852520910、852520920、852520990、852790000

以上